

## 栗山町中小企業振興資金融資利子補給要綱

(目的)

第1条 この告示は、栗山町中小企業振興資金融資要綱による栗山町中小企業振興資金（以下「町振興資金」という。）の貸付を受けた者に対し、負担の軽減を図るため利子補給を行うことを目的とする。

(利子補給)

第2条 利子補給は、町振興資金の借入利率から1.3%を差し引いた利率で計算した額とする。

(申請)

第3条 利子補給申請者は、栗山町中小企業振興資金融資利子補給申請書（第1号様式）により必要書類を添え、町長に提出しなければならない。

(利子補給の決定)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の可否を決定する。

2 町長は、前項により利子補給の可否を決定したときは、栗山町中小企業振興資金融資補給決定通知書（第2号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

(利子補給の支払)

第5条 町長は、前条により利子補給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対する利子補給金を、前年度分の利子の払込み額を基礎に、毎年5月末日までに支払うものとする。

(利子補給の停止)

第6条 町長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、当該年度の利子補給を停止するものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1) 町振興資金の償還を滞納したとき。

(2) 町税を滞納したとき。

(利子補給の取消し)

第7条 町長は受給者が次の各号の一に該当するときは、利子補給の決定を取り消し、補給金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 貸付決定の取消しがあったとき。

(2) その他利子補給することが不相当と認められるとき。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成11年4月1日から平成31年3月31日の間に貸付が実行された者に限り適用する。

附 則（平成12年訓令第22号の1）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第7号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第20号の2）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第12号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第12号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第11号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第41号の6）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第65号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第42号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第61号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第47号の7）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第39号）

この告示は、平成24年3月31日から施行する。

附 則（平成25年告示第 号）

この告示は、平成25年3月 日から施行する。

附 則（平成26年告示第 号）

この告示は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成27年告示第 号）

この告示は、平成27年3月31日から施行する。

附 則（平成28年告示第 号）

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成29年告示第 号）

この告示は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成30年告示33号）

この告示は、平成30年3月31日から施行する。

第1号様式

第2号様式